

## 第2期会津若松市地域福祉計画（案）への意見募集結果

「第2期会津若松市地域福祉計画」を策定するにあたり、市民意見公募（パブリック・コメント）を実施しました。つきましては、その結果とお寄せいただいたご意見に対する市の考え方についてお知らせいたします。

- 1 募集期間 令和2年12月24日から令和3年1月22日まで
- 2 提出意見 2名の方から3件のご意見がありました。
- 3 意見の要旨と市の考え方

意見の要旨	市の考え方
<p>視覚障がい者の自立生活のための支援サポートを可能となる計画としてください。</p> <p>視覚障がい者の日常生活用具の制度はもとよりそれらを有益に利用・活用できる支援サポートできる人材の養成を図ってください。</p>	<p>本計画では、支え合いによって誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指しております。</p> <p>その実現に向けて、地域でお互いが支え合える地域づくりやボランティアの育成などに引き続き取り組んでまいります。</p> <p>なお、日常生活用具など具体的な福祉サービスの制度については、障がい福祉計画・障がい児福祉計画で定めることとなります。</p>
<p>視覚障害児・者の活動能力と活動制限等、十分に配慮・考慮した計画としてください。</p>	<p>地域には子どもから高齢者、障がいのある人など様々な人たちが生活しており、支え合いによって安心して暮らせる地域社会の実現には、相手に思いやりを持ち、理解し合い、支え合うことが大切であり、本計画においても重点的な取組として掲げております。</p>
<p>第5章の「それぞれの役割」の中で「市民」や「地域」の役割が「～を努めます」となっている。地域福祉の主役が市民なのは理解できますが、市が策定する計画であるので「協力お願いします」との表現にしてください。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の関係で制限された中ではありましたが、市民の皆様との意見交換や関係機関等からなる「市地域福祉計画等推進会議」において検討するなど、市民の皆様と共に作り上げてきたものと考えております。</p> <p>また、地域福祉の推進にあたりましては、地域で生活する全ての人々が主体的に取り組んでいくことが必要とされており、平成30年4月に施行された改正社会福祉法の中でも「地域住民等は、…地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されております。</p> <p>そのため、当該計画は基本理念や3つの基本目標の実現に向けて、「市民」、「地域」、「行政」などの役割を定め、地域全体で一体的に推進するため、「～に努めます」等の表記としております。</p>